



令和6年度分の
納付書は**7月中旬**に
郵送します

納付期限(1期分)

7/31(水)

令和6年度から3年間の 第1号被保険者(65歳以上)保険料

保険料の基準額は
財政調整基金(貯金)を活用し
前期と同額の年額**85,200円**に据え置きます



所得段階	対象者	計算方法	年間保険料額 (増減額)
第1段階	生活保護受給者 住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯で本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.285	24,300円 (-1,300円)
第2段階	本人が 住民税非課税	本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	41,300円 (-1,300円)
第3段階		本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	58,400円 (-1,200円)
第4段階	本人が 住民税課税	本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	76,700円
第5段階		本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	85,200円
第6段階	本人が 住民税課税	本人の前年合計所得金額が120万円未満	102,200円
第7段階		本人の前年合計所得金額が120万円以上210万円未満	110,800円
第8段階		本人の前年合計所得金額が210万円以上320万円未満	127,800円
第9段階		本人の前年合計所得金額が320万円以上420万円未満	144,800円
第10段階		本人の前年合計所得金額が420万円以上520万円未満	161,900円 (+12,800円)
第11段階		本人の前年合計所得金額が520万円以上620万円未満	178,900円 (+29,800円)
第12段階		本人の前年合計所得金額が620万円以上720万円未満	196,000円 (+46,900円)
第13段階	本人の前年合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	204,500円 (+55,400円)

※第1段階～第5段階までの「前年合計所得金額」は、公的年金などに係る雑所得を除く

令和6年度から65歳以上の方の 介護保険料が変わります

介護保険制度は、事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに見直しています。
この度、令和6年度から令和8年度までの介護保険料が決まりました。

問い合わせ先 **介護保険課 28-6025**

3 令和6年度からの保険料

令和6年度から、収入の少ない方の保険料の負担軽減と、所得に応じた負担をしていただくため、国の標準所得段階が多段階化されました。本市も、所得段階を多段階化し、保険料を見直しました。これにより、所得状況に変更がなくても、所得段階の変更により保険料が変更になる場合があります。

見直し1 所得段階の多段階化

保険料は、本人や世帯の所得状況に応じた段階で定められます。令和5年度まで10段階だった所得段階は、13段階となりました。



見直し2 低所得者の負担軽減

多段階化により、低所得者の保険料負担割合が軽減される一方で、高所得者の負担が増えることになりました。



介護サービスなどに必要な費用が増え続ける中で、制度を維持するためのやむを得ない見直しです。ご理解くださいますよう、お願いいたします。

1 介護保険制度とは？

介護保険制度とは、介護を必要とする方が適切な介護サービスを受けられるようにするもので、65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)が加入します。自己負担を除くサービスの利用にかかる費用は、40歳以上の方が納める保険料と公費で賄われています。

2 本市の現状

人口が減少する一方で、高齢化が進み、要介護認定者数は年々増加しており、それに伴い、介護サービスにかかる費用も増加しています。制度を維持するため、本市の保険料は、全国平均を上回っています。

要介護認定者数は
市発足時と比較して
約1.5倍

高齢者の4人に1人が
要介護認定を受けており、
今後も増加することが
予想されます

介護サービス費は
市発足時と比較して
約2倍

1人当たりの利用額は
増加しています。今後も
サービスの高度化による
費用増加が予想されます

こんな利用をしていませんか？

退屈だから、暇つぶしにデイサービスに行こうかな

状態は良くなってきたけど、
デイサービスは楽しいから続けよう

買い物をお願いしたついでに
他の家事もお願いしよう



介護サービスは 適切に利用しましょう

不適切な利用や過剰な利用は、介護サービス費や介護保険料額の増加につながります。介護が必要な程度や頻度など、心身の状態にあったサービスを選び、適切にご利用ください。

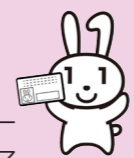
ご利用できるサービスの情報は
こちら▶



マイナンバーカードを使った 電子申請が便利です

要介護・要支援認定の申請や、介護サービスの利用申請ができます。お手元にマイナンバーカードを用意し、ご利用ください。

- 要介護・要支援認定の申請(新規・更新・区分変更)
- 居宅サービス計画作成依頼の届出
- 高額介護サービス費の支給申請
- 介護保険負担限度額認定申請 など



介護サービスの利用には 認定を受ける必要があります

介護や支援が必要な状態となり、サービスの利用を希望するときには、要介護・要支援の認定を受ける必要があります。また、支援内容やサービスの利用頻度、時間などをまとめた利用計画(ケアプラン)の作成が必要です。

詳しくは、介護保険課(28-6025)にお問い合わせいただくか、右の二次元コードから市ホームページをご覧ください。

